

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

本事業の実施に伴う環境影響の調査、予測及び評価を行う方法を決定するに当たり、その検討に必要な地域特性に関する情報を把握する範囲は、対象事業が実施されるべき区域及びその周囲を含む範囲として、事業実施区域から概ね 3km の地域を基本として、調査項目により適切な範囲に設定した。

なお、ごみの収集・搬入範囲である岐阜市、岐南町、笠松町については、対象事業が実施される区域及びその周囲を含む範囲に位置しないが、本事業に係る人口及び産業の状況等については情報を掲載した。

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）
気象	岐阜地方気象台の平年値は、年間平均気温 15.8℃、年間平均風速 2.5m/秒、年間平均降水量 1,827.5mm、大垣地域気象観測所の平年値は、年間平均気温 15.8℃、年間平均風速 1.2m/秒、年間平均降水量 1,917.5mm である。
大気質	平成 30 年度の大気汚染に関する苦情件数は、岐阜県内で 240 件、苦情件数全体の 14.3%であった。平成 29 年度は 259 件、17.3%で、そのうち羽島市は 0 件であった。 岐阜市、羽島市及び大垣市に存在する最寄りの一般環境大気測定局（4 地点）及び自動車排出ガス測定局（2 地点）の平成 30 年度の測定結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質はすべての測定局で環境基準を達成していた。光化学オキシダントはいずれの測定局でも環境基準を達成していなかった。 ダイオキシン類については岐阜市及び大垣市の 2 地点で測定されており、すべての地点で環境基準を達成していた。
騒音	平成 30 年度の騒音に関する苦情件数は、岐阜県内では 205 件、苦情件数全体の 12.2%であった。平成 29 年度は 197 件、13.2%、そのうち羽島市は 2 件であった。 平成 29 年度の羽島市内のすべての環境騒音測定地点で環境基準を達成していた。 県道大垣一宮線の羽島市福寿町本郷（平成 28 年度）及び県道岐阜羽島線の羽島市竹鼻町丸の内（平成 29 年度）で騒音調査が実施されており、測定結果は環境基準を達成していた。 また、平成 30 年度の羽島市及び安八町での新幹線騒音の測定結果は環境基準を達成していた。 なお、事業実施区域及びその周囲では、環境騒音及び道路に面する地域の調査は実施されていない。
振動	平成 30 年度の振動に関する苦情件数は、岐阜県内では 19 件、苦情件数全体の 1.1%であった。平成 29 年度は 14 件、0.9%で、そのうち羽島市は 0 件であった。
悪臭	平成 30 年度の悪臭に関する苦情件数は、岐阜県内では 241 件、苦情件数全体の 14.4%であった。平成 29 年度は 185 件、12.4%、そのうち羽島市は 0 件であった。

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）
水質	平成 30 年度の水質に関する苦情件数は、岐阜県内では 166 件、苦情件数全体の 9.9%であった。平成 29 年度は 190 件、12.7%で、そのうち羽島市は 5 件であった。 事業実施区域周辺では、水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況は、長良川下流域は A 類型、境川は C 類型、桑原川は C 類型に指定されている。 人の健康の保護に関する項目は、水域類型指定されている地点で環境基準を達成していた。 生活環境の保全に関する項目は、長良川下流の 2 地点で大腸菌群数が環境基準を達成していない。 平成 30 年度の水質に係るダイオキシン類調査は、桑原川の本川合流前地点で実施されており、調査結果は環境基準を下回っていた。
水底の底質	事業実施区域及びその周囲では、長良川水域の境川の境川橋で水底の底質調査が行われている。平成 30 年度の底質の調査結果は、暫定除去基準が定められている PCB が 0.01mg/kg 未満で、暫定除去基準値を大きく下回っていた。 平成 30 年度の底質に係るダイオキシン類調査は、桑原川の本川合流前で実施されており調査結果は 3.1pg-TEQ/g で、環境基準を下回っていた。
地盤	事業実施区域周辺における地盤は、氾濫原堆積物、南陽層・上部砂層、南陽層・下部粘土層、濃尾層、第一礫層により構成されている。
地下水	平成 30 年度に中部地方整備局及び岐阜県が実施した地下水の水質調査のうち、事業実施区域周辺における羽島市桑原町大須、羽島市竹鼻町及び羽島市正木町の調査結果はすべての項目について環境基準に適合していた。
土壌	平成 30 年度の土壌汚染に関する苦情件数は、岐阜県内では 5 件、苦情件数全体の約 0.3%であった。平成 29 年度は 2 件、0.1%で、そのうち羽島市は 0 件であった。 ダイオキシン類調査は、平成 17 年度に事業実施区域から東北東約 5.1km の地点にある正木町総合運動場で測定が行われた結果、環境基準を達し良好な状態であった。
地形	事業実施区域は、岐阜県南西部に位置する羽島市福寿町平方地内であり、濃尾平野の中部域にあたる沖積低地が広がる地域である。 事業実施区域を含む濃尾平野の地表地形は三角州低地や氾濫谷底平野地形からなり、極緩く南へ傾斜する。 低地内には微地形として木曽三川が洪水時に移動して土砂を堆積した時の跡を示す自然堤防が無数に存在する。
地質	事業実施区域及びその周囲の地層は長良川により運ばれた堆積物の砂層及び泥層で形成され、事業実施区域の北側で未固結堆積物の砂、南側で未固結堆積物の泥が主となっている。
活断層	事業実施区域及びその周囲に重要な地形、地質は存在しない。 活断層としては、事業実施区域の西に養老断層がある。また、伏在断層として、事業実施区域の東に岐阜：一宮断層、事業実施区域の南西に大藪：津島断層、さらに西に大垣：今尾断層がある。

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）
動物	事業実施区域及びその周囲が位置する羽島市及び安八町における動物相についてみると、ほ乳類では農耕地や水辺環境を中心にイタチ属の一種やカヤネズミ等が生息すると推測される。鳥類については、河川や用水路等の水辺環境ではサギ類、カモ類、シギ・チドリ類、市街地では、スズメ、ヒヨドリ、キジバト等が生息すると推測される。は虫類では、用水路や水田にクサガメ、水田に接する畑や堤防にはアオダイショウ、シマヘビ、カナヘビ等が生息すると推測される。両生類では、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、イモリ等が用水路や池、水田等に生息すると推測される。淡水魚類は、桑原川等の河川や用水路にフナ、止水域ではメダカが生息すると推測されるが、オオクチバス、ブルーギル等の外来種の影響で、在来の淡水魚類は減少傾向にある可能性がある。昆虫類は、河川や水田等の水辺環境が多いことから、トンボ類、ユスリカ類、平地の草地にはバッタ類、チョウ類等が多く生息すると推測される。甲殻類は、河川や水田等にアメリカザリガニ等が生息すると推測される。淡水貝類は、河川の淡水域にマンジミやドブガイ、汽水域にはヤマトシジミが生息すると推測される。 重要な種は、哺乳類 1 種、鳥類 4 種、爬虫類 1 種、両生類 2 種、魚類 7 種、昆虫類 13 種、貝類 5 種が確認されている。
植物	現存植生調査の結果図より、事業実施区域及びその周囲で畑地雑草群落及び水田雑草群落、長良川の堤防でヨシに代表される湿地が広く見られ、湿地にはヨシ原といった湿原植生が分布しているとみられる。 重要な植物としては、98 種確認されているが、重要な植物群落は確認されていない。
生態系	対象事業実施区域及び周辺の典型的な地域の生態系の特徴を表す「典型性の種」としては、農耕地では水田雑草群落等にトノサマガエル、畑地雑草群落等にネズミ類、水辺環境ではヨシ原等の湿原植生にカヤネズミ、オオヨシキリ等、市街地ではドブネズミ、ヒヨドリ、スズメ等が生息すると推測される。
景観	事業実施区域及びその周囲における主な景観要素としては、市街地、社寺林及び長良川の河川及びその支川がある。 羽島市には永照寺、巨大円空モニュメント、安八町には中須川の桜、輪之内町には桜並木と報恩の碑がある。これらの景観資源のうち、永照寺は事業実施区域の近くにある。
人と自然の触れ合い活動の場	事業実施区域及びその周囲における人と自然の触れ合い活動の場として、最も近い横手公園はトイレと遊具を備えた都市公園となっている。また、対象事業実施区域の南約 1.1km の長良川左岸には長良川多目的運動場があり、サッカー場や陸上運動場及び砂場等を備えている。
地域の歴史的特性を生かした環境	事業実施区域及びその周囲には、永照寺本堂、八剣神社社殿及び竹鼻城跡等 25 件の文化財（史跡、建造物、名勝、記念物）が分布している。また、事業実施区域に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。
人口等の状況	平成 30 年における人口は、岐阜市が最も多く 402,537 人、輪之内町が最も少なく 9,777 人、世帯数は岐阜市が最も多く 167,455 世帯、輪之内町が最も少なく 3,248 世帯となっている。

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況(社会的状況)
産業の状況	平成 28 年の産業大分類別従業者数は、岐阜市、羽島市及び岐南町では卸売業、小売業が、笠松町、輪之内町及び安八町では製造業が最も多くなっている。 農業について、農家数は、各市町ともに平成 7 年以降減少している。耕地面積は各市町ともにほぼ横ばいである。 製造業の平成 28 年の製造品出荷額等は、岐阜市では 2,468 億円、羽島市では 634 億円、岐南町では 377 億円、笠松町では 333 億円、輪之内町では 656 億円、安八町では 630 億円となっており、岐阜市は 2,300 から 2,600 億円程度で推移し、そのほかの市町は平成 24 年以降ほぼ横ばいである。 商業の年間販売額は、岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町で減少しており、輪之内町では 150 億円程度から 270 億円程度、安八町では 150 億円程度から 280 億円程度で推移している。
土地利用の状況	平成 28 年の羽島市、輪之内町及び安八町の地目別土地利用面積は農地が大きな割合を占めている。 事業実施区域の用途地域は準工業地域に指定されている。
河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	平成 26 年度河川水辺の国勢調査(河川空間利用実態調査)によれば、長良川は、地方都市を流下し、公園、グラウンド等の河川整備がされており、河川利用施設を利用した散策等、スポーツ等で利用されている一方で、アユ釣りといった自然型の利用もみられる。 平成 30 年 3 月末の水道の普及率は、羽島市 92.9%、輪之内町 96.2%、安八町 98.2%であった。 事業実施区域周辺に位置する長良川については共同漁業権が設定されており、あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ、うぐい及びもくずがにの漁業が対象となっている。
交通の状況	事業実施区域周辺の主要道路として、事業実施区域の南には概ね南東から西に名神高速道路が走っており、その他近隣の主な道路としては県道茶屋新田掘津線が西に、岐阜南濃線が東に存在している。 鉄道としては、事業実施区域から 1km 程度北東の位置をJR東海の東海道新幹線が南東から北西に通っている。また、東には名古屋鉄道羽島線がある。事業実施区域の東には最寄りの駅としてJR東海の岐阜羽島駅及び名古屋鉄道の新羽島駅がある。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	事業実施区域周辺には幼稚園 2 ヲ所、保育園 4 ヲ所、こども園 6 ヲ所、小学校 7 校、中学校 3 校、高等学校 1 校が分布している。このうち事業実施区域に近接するものとして、西約 0.9km に南條保育園、北東約 1.5km に西部幼稚園、羽島市立福寿小学校がある。 事業実施区域周辺には、病院 1 ヲ所、老人福祉センター1 ヲ所、有料老人ホーム 7 ヲ所、地域活動支援センター1 ヲ所、児童館2 ヲ所が分布している。このうち事業実施区域に近接するものとして、事業実施区域の南側にわおんサービス付き高齢者向け住宅あおざり、北東約 1.1km にレジデンス岐阜羽島がある。
下水道の整備の状況	平成 30 年 3 月末の下水道普及率は、岐阜市 93.5%、羽島市 45.7%、岐南町 94.9%、笠松町 88.6%、輪之内町 84.1%、安八町 100.0%であった。

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況(社会的状況)	
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	大気質	地域に関わらず「大気汚染に係る環境基準」等が適用される。 対象事業について、「大気汚染防止法」等に基づく排出基準等が適用される。
	騒音	事業実施区域は以下の区域に該当する。 騒音に係る環境基準:C 類型 新幹線鉄道騒音に係る環境基準:適用される地域外 騒音規制法 自動車騒音に係る要請限度:c 区域 特定工場等において発生する騒音:第3種区域 特定建設作業に伴って発生する騒音:第1号区域
	振動	事業実施区域は以下の区域に該当する。 振動規制法 道路交通振動の要請限度:第2種区域 特定工場等において発生する振動:第2種区域 特定建設作業に関する振動:第1号区域
	悪臭	羽島市全域が「悪臭防止法に係る規制地域」に指定されている。
	水質	事業実施区域近傍の「水質汚濁に係る環境基準」(生活環境の保全に関する環境基準)は長良川は A 類型、桑原川は C 類型に指定されている。 対象事業について「水質汚濁防止法」等に基づく排出基準が適用される。
	底質	地域に関わらず「水底の底質の汚染に係る環境基準(ダイオキシン類)」等が適用される。
	地下水	地域に関わらず「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が適用される。
	土壌	地域に関わらず「土壌の汚染に係る環境基準」が適用される。
	日照障害	「建築基準法に基づく日影規制」(準工業地域)が適用される。
	景観	岐阜県は景観基本条例により良好な景観の形成を促進することとしており、「景観形成基本方針」を定め、国、市町村又は公共的団体に「公共事業景観形成指針」に配慮するよう求めている。 羽島市は景観条例により自然資源、文化資産等を活かした景観の形成及びそれを推進することとしている。羽島市景観条例により市全域が景観計画区域に指定されているため、事業実施区域も当該区域に該当する。
	自然関係法令等	事業実施区域及びその周辺の河川に隣接した区域は、河川法に基づく河川保全区域に指定されている。 事業実施区域及びその周辺には、砂防法に基づく砂防指定地、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり等防止法による地すべり防止区域はない。 事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法及び岐阜県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域はない。 事業実施区域及びその周辺には、自然公園法に基づき指定された自然公園等、岐阜県立自然公園条例に基づき指定された県立自然公園はない。

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況(社会的状況)	
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	自然関係 法令等	羽島市の全域、輪之内町及び安八町の一部は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく銃猟禁止区域に指定されている。 事業実施区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物の保存のための生息地等保護区及び管理地区、立入制限地区に指定された区域はない。 事業実施区域及びその周辺には都市計画法に基づく風致地区、森林法に基づく保安林、都市緑地保全法に基づき指定された緑地保全地区はない。